

令和6年度後援会役員名簿(案)

役職名	卒業年	氏名	備考
会長	H20	千代 真理子	
副会長	H21	渡邊 裕章	
	H22	竹内 弘光	
	H25	小林 徳子	
会計	H19	針生 亜古	
	H23	植松 敬子	
	H24	酒井 幸子	
幹事	H19	花山 庸子	
	H22	佐川 康則	
	H23	桜木 淑恵	
	H23	片桐 晶子	
	H24	中村 康	
	H25	関場 裕理子	
	H26	宗我部 義則	
	H26	渡戸 美千代	
	H26	橋本 久美子	
	H27	宮本 妙子	
	H27	澤村 智子	
	H27	中尾 裕代	
	H28	蔡 林鳳	
	H28	長岡 紀久子	
	H29	白倉 昌代	
	H29	鶴田 裕子	
	H29	山田 洋子	
	H30	土橋 あさみ	
	H30	星野 美加	
	H30	伊藤 美三代	
H30	塚田 礼圭		
H31	榎本 理恵子		
H31	松原 みゆき		

役職名	卒業年	氏名	備考
幹事	H31	谷川 弘樹	
	H31	長 文恵	
	R2	渡辺 麻実子	
	R2	磯永 聖次	
	R2	内田 延子	
	R2	渋谷 美香	
	R3	鈴木 美奈	
	R3	松本 美芽	
	R3	柏原 美喜	
	R3	鈴木 香世	
	R4	渡部 伸江	
	R4	松田 真希	
	R4	本田 浩隆	
	R4	山下 容史	
	R5	壽山 智昭	
	R5	森 規恵	
R5	白鳥 賢一		
R5	星野 紗枝子		
R6	津久田 典子		
R6	加藤 久美子		
R6	大谷 彩香		
会計監査	H27	小山 あつ子	
	H29	鳥之海 幸子	
顧問	H11	上原 學	淑陽会会長(13~14年度)
	H20	山本 幸穂	淑陽会会長(25~26年度)
相談役	H5	金子 載子	
	H6	厚川 勝蔵	
	H13	松葉 利清	
	H13	熱海 洋子	
	H15	青山 敏子	

## 淑徳巣鴨中学高等学校後援会会則

第一条 (名称) この会は淑徳巣鴨中学高等学校後援会と称し、事務所は本校内に置く。

第二条 (目的) この会は淑徳巣鴨中学高等学校PTA活動に対し、側面から協力支援するとともに、学校の繁栄を願い後援をする。併せて、会員相互の親睦を目的とする。

第三条 (事業) この会は目的達成のため、左の事業を行う。

- (1) 淑徳巣鴨中学高等学校PTAと協力し、検討の上、活動する。
- (2) 学校施設並びに教育内容の充実維持するための協力をする。

第四条 (組織) この会の会員は淑徳巣鴨中学高等学校PTA会員のOB、及び会員の推薦する者をもって構成する。

第五条 (会議) 1. この会は毎年一回、六月に淑徳巣鴨中学高等学校において定期総会を開催する。又、必要に応じて、会長が招集する。

2. 総会における議案は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
3. 非常時等、後援会役員と学校との協議にて総会の開催が困難であると判断された場合、書面もしくはオンラインによって決議することができる。

第六条 (役員) この会に会長一名、副会長若干名、幹事若干名、会計若干名、監査二名、を置き、任期は二年とし、再任は妨げない。

第七条 (顧問・相談役) この会に顧問・相談役を置くことができる。

第八条 (会計) 1. この会の会計年度は四月一日より始まり、翌年の三月末日に終わる。  
2. この会の会費は入会金二千元、年額三千元とする。又、役員会において必要を認められた時、その都度徴収することができる。

第九条 (効力) この会則は昭和五十年八月十日(発足の日)より施行する。

### 附 則

1. 二年間出席又は連絡のない場合は在籍の意志がないものと認める。
2. 淑徳巣鴨高等学校PTA役員OB会は、この会の発足とともに発展的解消するものとする。
3. 本会の会則の変更は役員会に図り、総会において決定する。
4. この会則は昭和五十七年六月二十六日より施行する。
5. 校名変更に伴い、昭和六十年四月一日より名称を変更する。
6. この会則は平成七年六月二十四日より施行する。
7. 中学校開設に伴い、平成八年四月一日より名称を変更する。
8. この会則は平成十年六月二十七日より施行する。
9. この会則は平成二十年四月一日より施行する。
10. この会則は平成二十四年六月九日より施行する。
11. この会則は令和三年六月十二日より施行する。

### 慶弔費内規

一、会員の慶弔事(国や公共団体からの表彰等)については、役員会で決定する。

この内規は平成元年六月二十四日より施行する。

この内規は平成二十年四月一日より施行する。

この内規は平成二十四年六月九日より施行する。

この内規は平成二十五年六月八日より施行する。

この内規は平成二十六年六月十四日より施行する。